

その他の建設業－その他におけるはしご等を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	16～17	駐車場敷地内で太陽光設備設置中にパネルを運ぶ際、脚立の2～3段目あたりで足を踏み外し、転落してしまった。	60	1～9
1	14～15	外構工事にてカーポートを組み立て中、脚立の上でバランスを崩して転落し、両足かかと粉碎骨折を負った。	63	1～9
1	10～11	会社倉庫内で、脚立に乗り高さ約2m上の棚からかっぱを取ろうとし、脚立を登ぼっている途中でバランスをくずし、脚立の上から落下し、右足くるぶしを骨折した。	30	—
2	9～10	工場内に非常照明器具を増設工事中に6尺脚立では届かなかった為、梯子作業を行っていた。床は石材で、滑りやすいことは認識があり、当初は二人作業で支えていたが、上部作業員が材料取りを指示し支えの作業員が離れた時に上部作業員が手を休めずに作業して梯子が滑り梯子ごと落下してしまい、左膝の半月板を骨折してしまった。	47	1～9
2	16～17	倉庫地内にて高木の枝木の樹木剪定作業をするため、二人が梯子を支え一人が梯子に登り剪定作業を行っていた時に、支えていた一人が手を離してしまい、梯子が傾き半回転し、再度元に戻った時に、梯子と木の間で右手首を挟んで負傷した。	42	1～9
2	9～10	敷地内倉庫で、倉庫の屋根（折板屋根）を塗装しようと、3.5のはしごを樋を立て掛けたところ、不安定だった為はしごを樋に縛りつけようと登り、縛ろうとした時にバランスが崩れ、落下した。そして右足かかとと腰を負傷した。	23	—
2	16～17	会社敷地内で、剪定作業をしていたところ、バランスを崩し、脚立から転落し負傷した。	65	—

2	16~17	5番ゲートの屋外でW8100×H1200のバナー5九尺脚立にのぼり、高さ4mに横張りしているワイヤーに吊り込みを行っている最中、脚立がグラつき身体のバランスが崩れ、そのまま一緒に傾き始め、一度ワイヤーに手を掛けたが、身体が傾いた状態で落下し左足かかとを骨折した。	40	1~ 9
3	17~18	事業所内において、脚立に乗り材料の整理をしていたところ、脚立か足を踏み外し左足を強打し骨折した。	28	10 ~ 29
3	14~15	当初資材置き場にて、場内を照らしている照明の角度を直そうと、地面に傾斜がある不安定な場所で脚立に上り作業をしていたとき、バランスを崩し脚立から転落し負傷した。	35	1~ 9
3	13~14	ライン工事現場にて、脚立（6尺）を使用しての塗装作業中（配管）既設配管が左側にあるため、脚立の右側を昇降し、脚立を降りる際に下から1段目と2段目の間に足を踏み外し転倒し、右足を捻り負傷した。	19	1~ 9
3	14~15	高さ3mくらいの選定作業を行うため、園芸用三脚を立て、木の2.3mくらいの高さの枝に上がろうとした時にバランスを崩し、転倒した。	48	1~ 9
4	13~ 14	改修工事現場にて、天井下地組み立ての作業中、屋根裏部屋へ上がる収納式梯子の上からバランスを崩し滑落し、右足を負傷した。	46	1~ 9
4	17~ 18	自社の資材置き場で、はしごを使って資材の片づけをしていたとき、バランスを崩しはしごから地面に落下し、左足を負傷した。	66	10 ~ 29
4	16~ 17	工事現場にて、旧車庫の解体のため鉄骨を脚立上で切断中、鉄骨が落下し脚立に当たり本人が落下し、頭部・右上腕部を強打した。	26	1~ 9
4	13~ 14	中間スラブにあるダクトを撤去するため2階から中間スラブへ脚立はしごを使用し降りたところバランスを崩し2.9M下のコンテナ上に落下し、そのまま1階床に落ち、左太ももを強打した。その際、安全帯は携帯してたが使用していなかった。	49	1~ 9
4	15~ 16	施主代表者と被災労働者の2名でテントの取付作業を行っていたとき、被災労働者が4尺（1,200mm）の脚立に登り、テント張り作業を行っていたところバランスを	46	1~ 9

		崩し、顔から転落した。		
5	8~9	家屋の解体作業で、被災者1階の屋根から2階の屋根に梯子で昇っていたところ、屋根に足を掛けるところで梯子が滑り、体勢を崩して1階の屋根部分まで落ち、体を打った。	64	1~9
5	8~9	お客様の庭で植木の剪定の作業をするため脚立で作業中、自分の足元の確認が不十分であったため脚立から転落し下にあった石に頭をぶつけた。	49	1~9
5	18~19	現場作業後、当社の材料置場にて、見切（天井と壁境の材料）を脚立（1200）にて片付け、下りる際に上から2段目（1000弱）から飛び下り、左足首を負傷した。	22	1~9
5	10~11	自社の倉庫で、上にある道具を取ろうとして木の梯子にのぼり、降りる際に2.5m程の高さから滑って落ちてしまった。落ちる時に身体を捻って右背中から落ち、背中を打った。	27	30~49
5	10~11	客先の工場建物（空調機取付作業中）から取付タラップをのぼる途中に手が滑り4m下に転落し、腰椎を骨折した。	32	10~29
5	15~16	脚立に乗ってコンテナの上の物を動かしている際、誤って脚立（約3m）から転落し、全身を強打した。	23	1~9
5	9~10	病棟の屋根に梯子を掛けて屋根端に溜まっていた落ち葉を落していた時、梯子が滑って2.7mの高さより転落して、右足かかとを負傷した。	58	1~9
6	10~11	解体工事中、脚立をベランダに掛けて解体していた。ベランダの柱の基礎が弱く、柱と脚立が前へ倒れた為、本人が驚きバランスを失い、後ろへ脚立から落ちて頭や体を打った。何かが頭をかすめ少し出血した。	51	1~9
6	14~15	自社の倉庫内において倉庫の片付け作業中、脚立に乗って棚（高さ2m、奥行2m）の上に発電機を置き、場所を調整しながら置いていたところ、バランスを崩して脚立から後ろ向きに落下し、尻と左手を強打した。	57	1~9
7	10~11	下記工事現場において、施主より2階屋根の雨樋の水はけが悪いとの指摘があり、様子を見るため1階屋根上に脚立を立て掛け、3~4段（高さ約1.3m）昇り掛けたところ脚立がしっかり固定されていなかったため、ずり落ちてしまい脚立ごと1階屋	50	1~9

		根上に落下し負傷した。		
7	16~17	客先にて雨水排水工事の際、砂利の地面にアルミ製の梯子を立てかけ、屋根（高さ約3m）に上がる途中、砂利で梯子が滑り、バランスを崩し、梯子と共に地面に落ち、腰と左手を負傷した。	48	1~ 9
7	15~16	顧客が所有する敷地内にある高さ3m程の樹木（貝塚）を、3本足脚立の上から2番目に乗り、約2mの高さでバリカンを使って剪定していた。その時、脚立が不安定になり、バランスを崩し左側へ落下し転倒し、左手を強打し、手の甲3、4番を骨折した。	47	10 ~ 29
7	11~ 12	個人宅改修工事において、1階外部の板金作業中、脚立を立ててトタンをあてていた際、土台が不十分でバランスを崩して倒れ、コンクリートの地面に転倒し、左手首を骨折した。	64	1~ 9
7	13~ 14	工場内で内作中、脚立（2m）からバランスを崩して転落した際に左手首をついたため、左手首を骨折した。	20	1~ 9
9	9~ 10	庭園で庭木の剪定作業中（庭木2mくらい）、脚立の2段目（0.5m）くらいのところから、体のバランスを崩して落下した。落ちたところに庭石があったため、石に左手首、左肘を強打し、（骨折）負傷した。	35	1~ 9
9	14~ 15	塗装、樋工事現場で被災者本人が2階バルコニーの中で脚立に乗り樋の取り付け作業中に物干し竿の固定金具に捕まった際に、固定金具のボルトがはずれてバランスをくずし地面に転落し、顔の擦過傷、左手首を骨折した。	43	1~ 9
10	13~ 14	建物外部入口上部に看板施工のため現場調査中、入口前に脚立を立て登って採寸等の作業中、誤って脚立より落下。左足及び左手首を負傷。	55	1~ 9
10	14~ 15	工場北側出荷室の屋根上部を横断していたケーブルを高所作業車にて東側屋根端部で切断撤去後、面側にて脚立を使用して撤去作業を行った。（面側は車両駐車中で高所作業車の設置が出来なかった）壁面の結束を外し、ケーブルを引き始め、端末が屋根端部に到達した時、屋根上部よりケーブル（重量:4kg~16kg）が落下し、作業者の肩に乗ってしまい、バランスを崩し脚立ごと転倒し、肘と骨幹部（左腕）を骨折した。	65	10 ~ 29

10	13～ 14	3階建て住宅の外壁高圧洗浄作業中、雨天のなか脚立を使用し、足を滑らせ、脚立6段目付近より落下し腰椎横突起骨折した。	21	1～ 9
10	16～ 17	資材置き場の看板のクラップが緩んでいたため、締め直そうと脚立にのぼり屋根にのぼろうとしていた時に、滑り、後ろ向きに砂利に落下した。その際、左手（ひじ）と尻付近を負傷した。	40	1～ 9
11	16～ 17	駐車場建設においてP看板を立てる際、角度調整を水平器を使って調整していたところ、バランスを崩し脚立から約2.5m下に転落し左足首を捻った。	31	10 ～ 29
11	15～ 16	建物南側において、作業床を設置するための十分な道幅がなく、かつ天面に高所作業用の丸環が設置されていないため、梯子を用いて作業を行う段取りを行った。梯子固定の為に梯子手摺り部に付けていたカラビナを調整するために梯子を昇降していた際、突風に煽られ、補助員が梯子を押さえていたが耐え切れず梯子ごと転倒した。転倒した際に右手と右膝を地面に強打し、骨折した。	37	500 ～ 999
11	22～ 23	受注した製品（家具）の上部を4尺脚立の3段目に乗り吹き付け塗装をしていたが、終わって下に降りようとした時左手で脚立を持ち、身体を支えていたが不十分であったようで足を滑らせ脚立ごと後方に倒れ転倒して左肩付近を打撲した。左肩付近に痛みがあったが、我慢していたが翌日咳をした時痛みがあった為、労災指定の保健医療機関の整形外科クリニックへ行き診察、治療等の行為を受けた。肋骨骨折だと判明した。	42	1～ 9
12	9～10	保温板金をしたものにコーキングをする為、脚立に登りかけた時に脚立の脚の1ヶ所が土の上であり、その場所が沈んだ（右前）。慌てて手前に力を入れたところ、脚立ごと後ろに倒れ、右ひじをコンクリート部にぶつけた。	53	1～ 9
12	11～12	大掃除中に脚立を使って事務所2階外側の窓清掃をしていたところ、脚立から落下し、右足の踵を骨折した。	33	10 ～ 29
12	9～10	事務所内、天井付けの蛍光灯清掃時に脚立を使用し、左足を軸足、右足を同じステップへ下げた際にバランスを崩し床面に落下した。	55	1～ 9

12	14~15	工場現場内で、配線を移動するときに、梯子を使用し作業していた。梯子の固定が不十分なため、梯子が外れ、3m程の高さから落下し、左足踵を骨折した。	40	1~9
12	14~15	材料の運搬・積み降ろし中に、足を踏み外して転落した際、単管が落ちてきて当たった。	26	1~9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html